

公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和4年9月20日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 旧本庁舎等跡地活用基本計画策定及び基本設計業務
- (2) 業務箇所 鳥取市尚徳町地内ほか
- (3) 業務概要 本件業務は、旧本庁舎等跡地に、防災機能の整備、緑地の配置により、「震災時の避難地及び復旧活動の拠点となり得る、緑のあふれる広場」を中心としたオープンスペースを整備するに当たり、基本計画を策定するとともに、基本設計を行うものである。
 - ア 基本計画策定業務
 - (ア) 基本レイアウト検討 (A=0.85ha) 1式
 - (イ) 基本計画 (A=0.85ha) 1式
 - (ウ) 市民向け説明資料作成 1式
 - イ 基本設計業務
 - 基本設計 1式
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月28日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度及び令和4年度において鳥取市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和2年鳥取市告示第569号）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有する者であること。
- (3) 公告の日から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取

市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第2項の規定による廃止前の鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年5月24日制定）に基づく指名停止措置を含む。）を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。
- (5) 鳥取市内に本社若しくは本店を有する者又は市外に本社若しくは本店を有する者のうち年間を通じて入札参加等の権限を委任された営業所等を鳥取市内に有する者であること。
- (6) 平成29年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準じる機関（公社、公団、事業団等をいう。）の発注に係る庁舎跡地利活用の計画又は設計業務を元請として完了した業務実績を有する者であること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づき都市計画及び地方計画部門の登録を受けている者であること。
- (8) 入札参加申込み時点において、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の正会員であること。
- (9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門（都市及び地方計画）若しくは総合技術監理部門（都市及び地方計画）とするものの試験に合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者を、本件業務の業務期間中、管理技術者及び照査技術者として配置することができる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、同一の者であってはならない。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付方法

技術資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト (<https://www.city.tottori.lg.jp>) に掲載するとともに、希望者には次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和4年9月20日から同月29日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市企画推進部政策企画課企画調整係（鳥取市役所本庁舎3階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

(1) のイに同じ。

ウ 提出方法

1 部を持参又は郵送すること。(詳細は技術資料等作成要領を参照のこと。)

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市企画推進部政策企画課企画調整係(電話0857-30-8012)とする。

(2) 技術資料等の提出は入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。